

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の  
廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

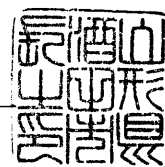
平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を  
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴う財産処分について、地  
方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、次のとおり定め  
るものとする。

記

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の財産は、全て新たに設置す  
る酒田市に帰属させる。

平成17年3月14日

酒田市長 阿部 寿



八幡町長 後藤 孝



松山町長 佐々木 藤



平田町長 加藤 寛



酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い  
新たに設置される酒田市議会の議員の定数に関する協議書

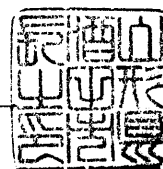
平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を  
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、新たに設置される酒  
田市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91  
条第7項の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

新たに設置される酒田市の議会の議員の定数は、34人とする。

平成17年3月14日

酒田市長 阿部 寿



八幡町長 後藤 孝



松山町長 佐々木 藤



平田町長 加藤 寛



酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う  
農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議書

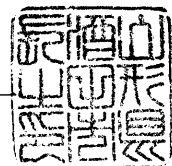
平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を  
廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、酒田市、飽海郡八幡  
町、同郡松山町及び同郡平田町の農業委員会の委員の任期について、市町村の合併  
の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定により、次のと  
おり定めるものとする。

記

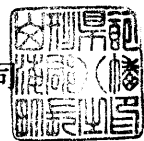
新たに設置される酒田市に1つの農業委員会を置き、酒田市、飽海郡八幡町、同  
郡松山町及び同郡平田町の農業委員会の委員の選挙による委員で新たに設置される  
酒田市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併の特  
例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、合併の日から平成17年11月30  
日までの間、引き続き新たに設置される酒田市の農業委員会の選挙による委員とし  
て在任する。

平成17年3月14日

酒田市長 阿部 寿



八幡町長 後藤 孝



松山町長 佐々木 藤



平田町長 加藤 寛

